

◆平成 26 年度の講座・教室をご紹介します

上野公民館講座・教室のご案内

【問い合わせ】上野公民館
☎ 22-9637 FAX 22-9692

【申込期間】

4月7日(月)～11日(金) 午前9時～午後5時
※定員を超える申し込みがあった教室は、抽選で受講者を決定し、結果を郵送で通知します。
※受講者は毎回必ず参加してください。

【抽選】 4月22日(火) 午前10時～

ハイトピア伊賀 5階学習室2 ※見学は自由です。
【申込方法】 上野公民館、上野支所管内の20分館にある用紙に必要事項を記入の上、提出していただくか、上野公民館へ直接電話で申し込んでください。

No	講座・教室名	学習内容	対象	開催日時
①	パソコン教室 (10回)	パソコンが初めての人のためのきっかけ作りとして、基本操作から暑中見舞い作成などまでを行います。<講師：福永 明美さん>	20歳以上 *定員：10人	5月～7月の毎週月曜日 午後1時30分～3時
②	悠々講座 (9回)	歴史や人権をはじめ幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある高齢期を育みます。	60歳以上 *定員：150人	5月～平成27年2月 毎月第4火曜日 午後1時30分～3時
③	伊賀の 文学散歩講座 (5回)	伊賀に関係する、ミステリーや文学作品を分かりやすく読み解く、机上の文学散歩です。<講師：福田 和幸さん>	20歳以上 *定員：60人	6月～11月 毎月第2水曜日 午後1時30分～3時
④	伊賀の和菓子 教室(前期) (3回)	伊賀の創作和菓子を作って、あま～いひとときをすごしませんか。<講師：中村 伊英さん>	20歳以上 *定員：30人	6月19日(木)・7月3日(木)・ 9月4日(木) 午後1時30分 ～3時30分
⑤	健康体操教室 (7回)	音楽あり、おしゃべりあり、ひとりではなかなか続かない運動もみんなと楽しくできるので長続き! <講師：八賀 八千代さん>	20歳以上 *定員：30人	6月～平成27年2月 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時
⑥	人付き合いが楽しくなる教室 (4回)	即興演劇のトレーニングゲームを通じて、みんなで楽しく笑って、日々のストレスを解消しましょう! <講師：内藤 ちよさん>	20歳以上 *定員：10人	6月20日(金)・7月18日(金)・ 8月29日(金)・9月19日(金) 午後7時30分～9時
⑦	消しゴム はんこ教室 (4回)	自分のはんこを消しゴムで作ってみませんか?初めての人も丁寧に指導します。<講師：中林 亜希さん>	小学校4年生 以上* *定員：10人	6月～9月 毎月第2土曜日 午前10時～正午

※開催日時は、都合により変更することがあります。
※④の後期分は、広報いが市9月1日号で募集します。
※⑥⑦以外の講座は8月休講します。
※定員の半数に満たないときは、開講できない場合があります。

※受講料・材料費などは、実費をご負担いただきます。
※平成25年度に和菓子教室、平成24・25年度にパソコン教室を受講した人は、今年度受講していただきません。 ※小学校3年生以下は保護者同伴
【申込先・問い合わせ】 上野公民館

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

年金の保険料が未納になっていませんか

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

所得が少ないときや失業したときなど、国民年金の保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。
○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除*が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。
○4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できます。
*免除とは、全額免除、一部免除(3/4・半額・1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例をいいます。

《ご注意ください》

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金や遺族年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。必要な添付書類など、詳しくはお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ】

保険年金課 各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9188

◆ いざというときのために備えましょう

木造住宅にお住まいの皆さんへ

【問い合わせ】 建築住宅課
☎ 43-2330 FAX 43-2332



◆ 木造住宅耐震診断 受診者募集

木造住宅の地震への安全性を高め、地震に強いまちづくりをするため、木造住宅耐震診断の受診者を募集します。

【募集戸数】

70戸（予定）

【対象】

次のすべてを満たす住宅です。

- 昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む。）された木造住宅で、3階建て以下の住宅
- 専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（居住者の承諾が必要）、併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）
- 市内に所在している住宅
- 在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁（ツーバイフォーなど）構法の住宅
- ※丸太組構法（ログハウス）などは対象外

【診断方法】

電話で調査日時を調整の上、三重県木造住宅耐震促進協議会会員が訪問調査（現地診断）して構造計算を行い、後日、報告書で診断結果を説明します。

【申込期間】

4月1日（火）～12月26日（金）

【申込方法】

建築住宅課または各支所振興課にある申込用紙に必要事項を記入し、押印の上、郵送または持参で提出してください。

※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

◆ 木造住宅の耐震補強設計 ・耐震補強（改修工事）事業

木造住宅の地震への安全性を高め、住宅の倒壊を防ぎ、被害を少しでも軽くするために、希望する人に木造住宅耐震補強設計・補強（改修工事）事業費補助を行います。

【対象】

- 住宅の戸数が1ha当たり10戸以上の建て込んだ区域か、指定または指定見込みの避難路沿いで、市

【申込先・問い合わせ】

〒518-1395 伊賀市馬場1128番地 伊賀市建設部建築住宅課 ☎ 43-2330 FAX 43-2332

長が認める防災上必要な区域

- すでに受けた耐震診断の結果で、評点が0.7未満だった木造住宅に対し、評点を1.0以上にする耐震補強設計・補強事業

【耐震補強設計の補助額】

1棟当たりの補強設計に要した経費の2/3（上限16万円）

【耐震補強の補助額】

上限132万円（①+②+③）

耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づく改修工事

- ①1棟当たりの補強に要した経費の2/3（上限60万円）
- ②工事費用の11.5%（上限41.1万円）
- ③上乗せ補助（30.9万円）

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の1/3（上限40万円）

※木造住宅耐震補強工事と同時に行い、市内に本店、支店、営業所を有する建設業者が施工すること

【申込期間】 4月1日（火）～12月26日（金）

【申込方法】

建築住宅課または各支所振興課にある申込用紙に必要事項を記入し、押印の上、郵送または持参で提出してください。

※事業着手までに申し込みが必要です。

※補助制度の内容は変わる場合があります。

◆ 耐震改修促進税制の活用について

耐震改修促進税制とは、一定の要件に合う住宅の耐震改修を行うと納める税金が低額になる制度のことをいいます。

主な内容として、「固定資産税額の減額措置」と「所得税額の特別控除」があります。いずれの場合も、証明書を添付の上、申請が必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 固定資産税額の減額措置について 課税課
☎ 22-9614 FAX 22-9618
- 所得税額の特別控除について 上野税務署 ☎ 21-0950

